

# 長谷工業団地地区計画

東松山都市計画地区計画の変更(吉見町決定)

東松山都市計画長谷工業団地地区計画を次のように変更する。

決定告示年月日  
平成30年4月2日

名 称	長谷工業団地地区計画	
位 置	吉見町大字長谷の一部	
面 積	約 35.4ha	
地 区 計 画 の 目 標	<p>本地区は、吉見町の北西部に位置する長谷土地区画整理事業区域内であり、比企地域におけるテクノグリーン構想の推進地区として、先端技術産業を中心とした工業団地の形成が予定されている。</p> <p>そこで、土地区画整理事業の効果の維持と良好な工業団地の環境の創出と保全を図るとともに、豊かな自然の緑、産業、住宅などの生活空間の、調和のとれた都市環境を形成し保持することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	土地利用については、計画地が持つ自然環境を考慮して公共緑地及び民有緑地を十分確保し、自然と調和のとれた良好な環境を有する工業地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	<p>(道路) 道路については、区画道路(幅員12m)及び歩行者の安全を考慮した歩行者専用道路(幅員4m)を配置する。</p> <p>(公園) 公園については、周辺住宅地への緩衝帯及び周辺住民の利用を考慮し、2箇所(14,200㎡)を配置する。</p> <p>(緑地) 緑地については、周辺住宅地への緩衝帯及び工業団地内での良好な環境を形成するために公共緑地及び民有緑地を配置する。</p> <p>(公共空地) 公共空地(調整池)については、通常は多目的に機能するよう配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>周辺環境への影響を考慮した良好な工業地を形成、保持するため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限並びに美観上等からの配慮により、かき又はさくの構造の制限を行う。</p> <p>また、テクノグリーン構想の推進を図るため、先端技術産業を営む工場、学術研究施設の立地を積極的に誘致し、生活環境を悪化させる恐れのある工場の排除に努める。</p>

地 区	地区施設の 配置及 び規模	道 路	区画道路 幅員12m 2本 総延長 約830m 歩行者専用道路 幅員 4m 3本 総延長 約730m	
		公 園 及 緑 地	公園 2箇所 約14, 200㎡	
			公共緑地 5箇所 約6, 800㎡ 緑地① 30㎡ 緑地② 600㎡ 緑地③ 4,000㎡ 緑地④ 2,020㎡ 緑地⑤ 105㎡ ただし、緑地①、②及び③については、敷地の接道を 確保するために必要な範囲は除く。	
		そ の 他	公有緑地 2箇所 約30, 360㎡	
建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の 区 分	区分の名称	A地区	B地区
		区分の面積	約32. 4ha	約3. 0ha
備 に 関 す る 事 項	建築物の用途の 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。		
		1. 倉庫業を営む倉庫 2. 次に掲げる事業を営む工場 (1) 肥料の製造 (2) 革・にかわの製造又は毛皮若 しくは骨の精製 (3) アスファルトの製造 (4) アスファルト、コールタール、 木タール、石油蒸溜産物又は その残りかすを原料とする製造 (5) セメント、石こう、消石灰、 生石灰又はカーバイドの製造 (6) レディミクストコンクリート の製造		1. まあじゃん屋、ぱち んこ屋その他これらに 類するもの 2. A地区に掲げるもの
		建築物の敷地面積 の 最 低 限 度	13, 000㎡	500㎡
		壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣 地境界線までの距離は、次のとおりとする。	
計 画	かき又はさくの 構 造 の 制 限	道路境界側のかき又はさくは、次の各号の一つに掲げる ものとする。 1. 生垣 2. 高さ1. 8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築す る場合には、基礎の高さが前面道路から0.6m以下のもの。 3. 高さ1. 8m以下のコンクリート造等のへいで、道路側に 幅2.0m以上の植栽帯を設け植栽を施したもの。		
		隣地境界側のかき又はさくは、次の各号の一つに掲げる ものとする。 1. 生垣 2. 高さ1. 8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築す る場合には、基礎の高さが宅地地盤面から0.6m以下のもの。		

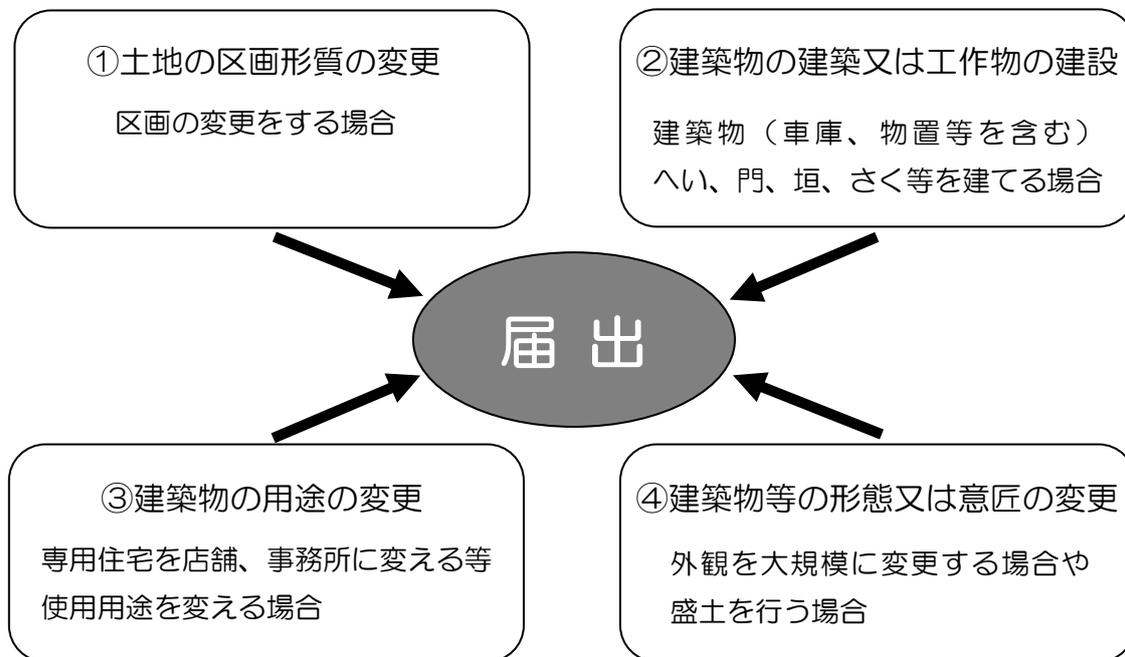
「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」である。

理由

土地区画整理事業の効果の維持と周辺住宅と調和のとれた良好な生産環境の創出と保全を図るものである。

# 届 出

地区計画区域内において下記の行為を行うときは届出が必要です。



## 届出書類

「地区計画の区域内における行為の届出書」のほか、必要に応じて次の書類を提出して下さい。

①の行為……………位置図、設計図等

②、③の行為…位置図、求積図、汚水・雨水配管図、配置図、平面図、立面図、へい等の構造図

④の行為……………位置図、立面図、敷地断面図等

※代理人が届け出る場合は委任状を添付して下さい。

※工事着手の30日前までに届出書類を提出して下さい。

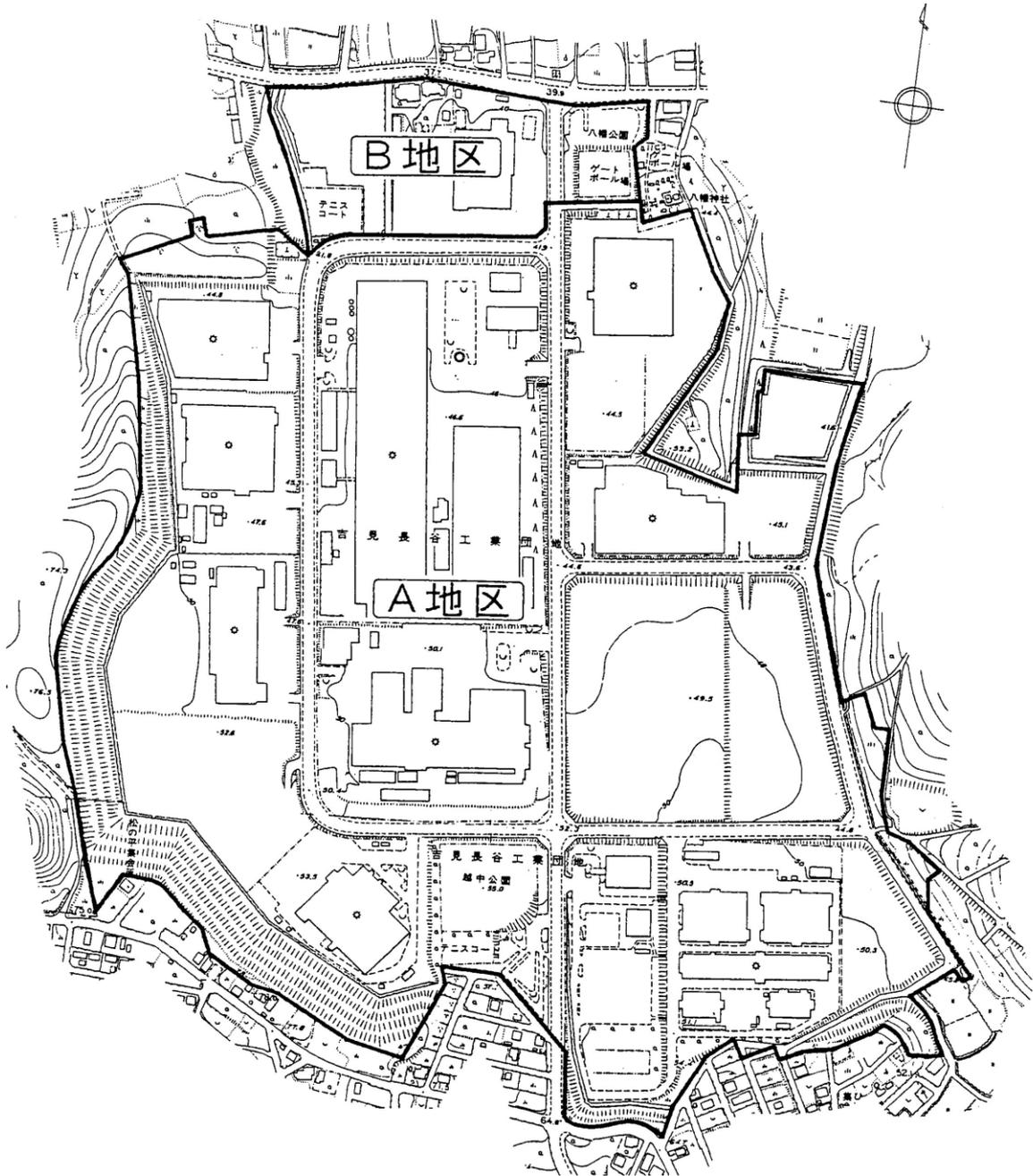
詳しくは吉見町役場まち整備課都市計画係へお尋ねください。

吉見町役場 まち整備課 都市計画係

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411

TEL0493-63-5018 FAX0493-54-4200

# 長谷工業団地地区計画区分図



凡		例	
地区名	用途地域	建蔽率	容積率
A地区	工業専用地域	60%	200%
B地区	工業地域		

# 地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

吉見町長 殿

届出者 住所  
氏名  
連絡先

都市計画法 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設  
建築物等の用途の変更  
建築物等の形態又は意匠の変更  
木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

### 記

1. 行為の場所 吉見町
2. 行為の着手予定日 年 月 日
3. 行為の完了予定日 年 月 日
4. 設計又は施行方法

①土地の区画形質の変更	区域の面積	m <sup>2</sup>		
②建築物の建築又は工作物の建設の概要	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ)	届出の部分	届出以外の部分	合計
	I.敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	II.建築又は築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	III.延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	IV.境界線から壁面等までの最低距離			m
	V.盛土	有 (道路面からの高さ cm) ・ 無		
	VI.建築物等の高さ 地盤面から m	VII.用途 VIII.かき又はさくの構造		
③建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m <sup>2</sup>	
	(ロ) 変更前の用途			
	(ハ) 変更後の用途			
④建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容			
⑤木竹の伐採	伐採面積	m <sup>2</sup>		

- 備考 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。